

Startup Hub Tokyo イベントスペース利用規約

第1条（趣旨）

この規約は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という。）が管理する「T O K Y O創業ステーション Startup Hub Tokyo」及び「T O K Y O創業ステーションT A M A Startup Hub Tokyo」（以下、「本施設」という。）内の「イベントスペース（以下、「本スペース」という。）」の利用について定める。

第2条（利用目的）

本スペースは、起業または起業喚起をテーマとしたイベント・セミナーでの利用を目的とする。

第3条（利用申請及び審査）

本スペースの利用に際しては、オーガナイザー（個人）登録後、所定の利用申請書（以下「利用申請書」という）にて申込むこと。「公社及び公社が一部業務を委託した事業者」（以下、「事務局」という。）が、申請内容について、利用可否を判断する。なお、申請内容把握のため、追加資料の提出を依頼することもあるが、申請書および提出された追加資料等は返却しない。

- 2 申請内容に変更が生じた場合は、事務局に変更内容を速やかに連絡すること。大幅な変更の場合、利用不可となることもある。

第4条（利用の制限）

本スペースの利用目的が、第2条に合致する場合においても、以下の各号に該当する場合は利用を制限する。

- (1) 政治的、宗教的な活動
- (2) 営利を目的とした有料セミナーや有料カルチャー教室等の開催及び商品等の販売
- (3) 趣味や文化活動等の同好会活動
- (4) 学友会や同窓会活動
- (5) 反社会的な団体等の参加
- (6) 使用許可者又は予約者自らの不使用
- (7) T O K Y O創業ステーション又はT O K Y O創業ステーションT A M Aの管理・運営上、支障があると認められるとき
- (8) その他、事務局が利用条件に合わないと判断した活動

第5条（利用可能日及び利用時間等）

本スペースの利用可能日及び利用時間等は次の各号のとおりとする。

- (1) 利用可能日
年末年始や施設の管理運営上の保守点検日を除く全日
- (2) 利用可能時間
ア 平日 10時00分～22時00分

イ 土日祝日 10時00分～18時00分

2 前項で定める利用可能時間には、準備・設営・撤去・原状復帰までの時間を含む。

第6条（利用料金及び有償催事の際の制約）

本スペースの利用料は設備及び備品の利用を含め、原則、無料とする。

- 2 原則として参加者から料金を徴収しない、無料イベント・セミナー及び参加者の要件を限定しないイベント・セミナーを優先する。
- 3 参加者から料金を徴収する場合は、申請時に収支計画を提出すること。

第7条（利用時の対応）

オーガナイザー及び本スペースの利用に関係する者（以下、「申請者等」という。）は、次の各号の対応を行わなければならない。

- (1) 本スペース内の机、椅子の設営及びレイアウト変更並びにイベント・セミナー等終了後の原状復帰
- (2) 運営及び受付業務
- (3) 事務局立ち会いの下での備品の貸し出し及び返却
- (4) 無線 LAN 環境利用時における事務局からのパスワードの受領
- (5) 配布資料の準備
- (6) 事務局による T O K Y O 創業ステーション又は T O K Y O 創業ステーション T A M A の説明を実施するための、説明時間の確保（5分程度）
- (7) 台車を使用する搬入及び大規模な装置の搬入等を実施する際の事務局に対する事前相談（本施設が入居する建築物所有者による規制があるため、必要に応じて建築物所有者に対する事前申請が必要）
- (8) 設備又は備品の破損又は故障の発見時における事務局に対する迅速な連絡及び修理等の費用負担を含めた事務局との協議

第8条（イベント等の告知）

集客は原則として申請者等が行わなければならない。

- 2 イベント等の内容に関する問い合わせには、申請者等が応じることとし、チラシ等の広報媒体に記載する連絡・問い合わせ先には申請者等の電話番号やメールアドレスを記載し、T O K Y O 創業ステーション又は T O K Y O 創業ステーション T A M A の電話番号やメールアドレスは記載してはならない。
- 3 イベント等の告知は、利用申請が承認された後に行うこと。

第9条（飲食等）

飲食を伴うイベント等は、申請時にその旨を記載しなければならない。なお、追加申請では応じられない場合がある。

- 2 申請者等がアルコール飲料の提供を行う場合は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) アルコール飲料を提供可能な時間帯は 18 時以降とする。
 - (2) 参加者に未成年者が含まれる場合、飲酒を含むイベント等は開催不可とし、参加者に未成年が含まれないよう、集客時、受付時に申請者側で厳密に管理運営を行うこと。
 - (3) アルコール飲料の提供に関しては、申請者等が準備したものに限り、参加者の持ち込みは原則禁止とする。
 - (4) 当日、事務局が参加者の年齢確認をする場合があり、万が一、参加者に未成年者が含まれていた場合は、直ちに利用中止とする。
- 3 飲食物、食器などの手配、撤去、原状復帰等は、申請者等が行わなければならない。
 - 4 アルコール飲料の提供を伴うイベント等開催の際、泥酔者の発生等により、他利用者等へ迷惑がかけると事務局が判断した場合は、直ちに退出を依頼し、今後使用を一切拒否する場合がある。
 - 5 飲食物により、床等を汚損した際は、必ず事務局に申告の上、申請者等の責任において原状復帰又は損害の賠償を行わなければならない。
 - 6 廃棄物が発生した場合は、事務局の指示に従い、廃棄物の分別をすること。なお、大量に廃棄物が発生した場合は、必要となる処理料金を別途徴収する場合がある。

第 10 条（情報発信への協力）

T O K Y O 創業ステーション又は T O K Y O 創業ステーション T A M A 利用者の PR 支援の一環として、イベント等開催の様態を T O K Y O 創業ステーション又は T O K Y O 創業ステーション T A M A のウェブサイトに掲載する場合がある。掲載にあたっては、申請者等及び登壇者と個別に調整する。

第 11 条（免責）

事務局は、次の各号に伴って生じる参加者、利用者及び申請者等の損害を賠償する責を負わない。

- (1) 原因のいかんに関わらず、利用中に生じた利用者の所有物等の盗難、棄損及び汚損
- (2) 故意又は重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等
- (3) 不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導等による、本施設の利用が不可能な事態の発生
- (4) 本施設の電源及び無線 L A N 等を利用した際の、パソコン等の不具合若しくはデータの消去又は漏洩等の事態の発生

第 12 条（規約の変更）

公社は必要に応じ、この規約を変更できるものとする。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 7 月 28 日から施行する。